

2025 年 2 月

発行登録追補目論見書
(無登録格付に関する説明書を含む)



クレディ・アグリコル・
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

クレディ・アグリコル・
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク
2035 年 2 月 28 日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債

－ 売 出 人 －

安藤証券株式会社

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2035 年 2 月 28 日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債（以下「本社債」といいます。）の元金は豪ドルで支払われますので、日本円と豪ドル間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、「第一部 証券情報 第 2 売出要項 2 売出しの条件 社債の概要」をご参照下さい。

（注）発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。

本社債についてのリスク要因

本社債への投資には、一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債へ投資することが適当か否か判断するにあたり、以下に掲げるリスク要因およびその他のリスク要因を検討する必要がある。ただし、以下の記載は本社債に含まれるすべてのリスクを網羅した完全な記載を意図したものではない。

本社債につき支払われる金額

本社債の元金は豪ドルで支払われる。かかる元金の支払額の円貨相当額は、償還時に有効な日本円と豪ドル間の為替レートにより異なる。そのため、円貨により投資を行った者は、本社債に対する円貨による投資額を全額回収することができない場合がある。したがって、日本円と豪ドル間の為替レートなど外国為替相場の変動に関連したリスクを理解し、かつかかるリスクに耐えることができ、さらにかかる変動が本社債の価値にどのような影響を及ぼしうるかを理解する投資家に限り、本社債の購入を検討すべきである。

金利および日本円と豪ドル間の為替レートの変動によるリスク

本社債の元金は、豪ドルにより支払われる。したがって、満期日前の各本社債の価値は、豪ドルの金利や日本円と豪ドル間の為替レートの変動を受けて、変動することがある。

格付、財務状況および業績

発行者の信用格付、財務状況もしくは業績が実際に変化した場合またはその変化が予想される場合、本社債の市場価値に影響を及ぼすことがある。

信用リスク

本社債の償還の確実性は、発行者の信用力に依拠する。発行者について付される格付は発行者の債務支払能力を示す。発行者の信用状況が損なわれた場合、本社債を購入した投資家に損失が生じる可能性がある。

税制リスク

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。

当資料に記載の格付けを行っている格付会社は「無登録格付業者」となりますので、当該格付は「無登録格付」となります。詳細は、下記「無登録格付に関する説明書」をご参照ください。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付け業者について

スタンダード&プアーズ (S&P)	ムーディーズ (Moody's)	フィッチ (Fitch)
<p>○格付会社グループの呼称等について</p> <p>格付会社グループの呼称:S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」と称します。)</p> <p>グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号:S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)</p> <p>○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について</p> <p>S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(http://www.spglobal.co.jp/ratings)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(http://www.spglobal.co.jp/unregistered)に掲載されております。</p> <p>○信用格付の前提、意義及び境界について</p> <p>S&Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。</p> <p>信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。</p> <p>S&Pは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合のみ信用格付を付与します。しかしながら、S&Pは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デューデリジェンスまたは独自の検証を行ってならず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。</p> <p>この情報は、令和6年12月24日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。</p> <p>詳しくは上記S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。</p>	<p>○格付会社グループの呼称等について</p> <p>格付会社グループの呼称:ムーディーズ・レーティングス(以下「ムーディーズ」と称します。)</p> <p>グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号:ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)</p> <p>○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について</p> <p>ムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト(https://ratings.moody.com/japan/ratings-news)の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載されております。</p> <p>○信用格付の前提、意義及び境界について</p> <p>ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。</p> <p>ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。</p> <p>この情報は、令和6年12月24日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。</p> <p>詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。</p>	<p>○格付け業者グループの呼称等について</p> <p>格付業者グループの呼称:フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。)</p> <p>グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号:フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)</p> <p>○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について</p> <p>フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.fitchratings.com/ja)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。</p> <p>○信用格付の前提、意義及び境界について</p> <p>フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。</p> <p>信用格付の前提、意義及び境界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。</p> <p>この情報は、令和6年12月24日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。</p>

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 6－外 1－16

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025 年 1 月 31 日

【会社名】 クレディ・アグリコル・コーポレート
・アンド・インベストメント・バンク
(Crédit Agricole Corporate and Investment Bank)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター・グローバル・マーケット
・ディビジョン
(Managing Director Global Markets Division)
藤 崎 順 也

【本店の所在の場所】 フランス国、モンルージュ・セデックス、92547 CS 70052
レ・ゼタジュニ広場 12 番地
(12, place des Etats-Unis CS 70052
92547 Montrouge Cedex
France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 福 田 直 邦

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 岡 田 春 奈
弁護士 後 藤 大 智
弁護士 原 口 夕梨花
弁護士 山 本 拓 歩

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1453
03-6775-1606
03-6775-1652
03-6775-1745

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 12,390,000 豪ドル（円貨換算額 1,202,449,500 円）
（株式会社三菱UFJ 銀行が発表した 2025 年 1 月 29 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 豪ドル＝97.05 円の換算レートで換算している。）

【発行登録書の内容】

提出日	2024 年 9 月 11 日
効力発生日	2024 年 9 月 20 日
有効期限	2026 年 9 月 19 日
発行登録番号	6－外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000 億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
6-外1-1	2024年9月20日	143,183,040円		該当事項なし
6-外1-2	2024年10月22日	504,707,400円		該当事項なし
6-外1-3	2024年10月23日	163,905,000円		該当事項なし
6-外1-4	2024年10月23日	434,000,000円		該当事項なし
6-外1-5	2024年11月7日	298,440,000円		該当事項なし
6-外1-6	2024年11月19日	2,080,000,000円		該当事項なし
6-外1-7	2024年11月22日	1,225,770,000円		該当事項なし
6-外1-8	2024年11月27日	148,785,600円		該当事項なし
6-外1-9	2024年11月29日	490,000,000円		該当事項なし
6-外1-10	2024年12月16日	735,000,000円		該当事項なし
6-外1-11	2024年12月16日	641,766,200円		該当事項なし
実績合計額		6,865,557,240円	減額総額	0円

(注1)「クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2035年1月30日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債」(売出価額の総額11,340,000豪ドル、円貨相当額1,114,381,800円)の売出しを行うために、2025年1月6日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号6-外1-12)を関東財務局長に提出したが、2025年1月31日が当該社債の受渡期日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡が完了していないため、上記金額を売出実績欄に加算することはしておらず、また下記残額から控除することはしていない。

(注2)「クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2030年2月6日満期 米ドル建社債」(売出券面額の総額4,500,000米ドル、円貨相当額711,405,000円)の売出しを行うために、2025年1月10日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号6-外1-13)を関東財務局長に提出したが、2025年1月31日が当該社債の受渡期日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡が完了していないため、上記金額を売出実績欄に加算することはしておらず、また下記残額から控除することはしていない。

(注3)「クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2030年1月28日満期 円建社債」(売出券面額の総額1,304,000,000円)の売出しを行うために、2025年1月22日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号6-外1-14)を関東財務局長に提出したが、2025年1月31日が当該社債の受渡期日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡が完了していないため、上記金額を売出実績欄に加算することはしておらず、また下記残額から控除することはしていない。

(注4)「クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2035年2月26日満期 トルコ・リラ建ゼロクーポン社債」(売出価額の総額33,488,000トルコ・リラ、円貨相当額146,342,560円)の売出しを行うために、2025年1月24日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号6-外1-15)を関東財務局長に提出したが、2025年2月26日が当該社債の受渡期日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡が完了していないため、上記金額を売出実績欄に加算することはしておらず、また下記残額から控除することはしていない。

【残額】 493,134,442,760円
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額	該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし	

【残高】該当事項なし
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】該当事項なし

【縦覧に供する場所】該当事項なし

(注) 本書において、文脈上別段の記載または解釈がなされる場合を除き、「クレディ・アグリコル・CIB」は、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクを指す。

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
第2【売出要項】	1
1【売出有価証券】	1
2【売出しの条件】	2
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	27
第3【第三者割当の場合の特記事項】	28
第二部【公開買付けに関する情報】	28
第三部【参照情報】	29
第1【参照書類】	29
1【有価証券報告書及びその添付書類】	29
2【半期報告書】	29
3【臨時報告書】	29
4【外国会社報告書及びその補足書類】	29
5【外国会社半期報告書及びその補足書類】	29
6【外国会社臨時報告書】	29
7【訂正報告書】	29
第2【参照書類の補完情報】	30
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	30
第四部【保証会社等の情報】	30
発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号 に掲げる要件を満たしていることを示す書面	31
事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	32

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

該当事項なし

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄		売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	
クレディ・アグリコル・コーポ レート・アンド・インベストメン ト・バンク 2035年2月28日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債（別段 の記載がある場合を除き、以下 「本社債」という。）（注1）		20,000,000 豪ドル （注2）	12,390,000 豪ドル （注2）	安藤証券株式会社 愛知県名古屋市中区錦三丁目23番21号 （以下「売出人」という。）	
記名・無記名の別	各社債の金額	利率	利払日	償還期限	
無記名式	10,000 豪ドル	該当事項なし	該当事項なし	2035年2月28日	

(注1) 本社債は、ユーロ市場においてクレディ・アグリコル・CIBの2024年5月10日付ストラクチャード・デット・イン
ストルメンツ・イシュアンス・プログラム（その後の修正を含み、以下「本プログラム」という。）に基づき、
2025年2月27日（以下「発行日」という。）に発行される。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 上記の売出券面額の総額は、ユーロ市場で発行される本社債の券面総額と同額となる。

(注3) 本社債につき、クレディ・アグリコル・CIBの依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信
用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）
はない。

なお、クレディ・アグリコル・CIBは、本書日付現在、ムーディーズ・フランスS.A.S（以下「ムーディーズ」と
いう。）によりA1の長期無担保優先債務格付が、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）により
A+の長期発行体格付が、フィッチ・レーティングス・アイルランド（以下「フィッチ」という。）によりAA-の
上位優先債務格付が、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちにクレディ・アグリコル・CIBにより発
行される個別の社債に適用されるものではない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録
されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けてお
らず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられて
いない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に信用格付業者として、ムーディーズ・
ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社
（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金
融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表
されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ
（<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>）の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした
後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&P
グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.spglobal.co.jp/ratings>）の「ラ
イブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」（<http://www.spglobal.co.jp/unregistered>）に掲載されている
「格付けの前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ
（<https://www.fitchratings.com/ja>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」セクションに掲載されてい
る「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
額面金額の61.95%	2025年2月3日から 同年2月26日まで	額面金額 10,000 豪ドル	なし	売出人の日本国内の本店 および各支店
売出しの委託を受けた者の住所、氏名又は名称			売出しの委託契約の内容	
該当事項なし			該当事項なし	

摘要

- 1 本社債の発行日は2025年2月27日、受渡期日は、2025年2月28日（日本時間）である。
- 2 本社債の各申込人は、売出人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別途規定する場合を除き、各申込人が売出人との間で行う本社債の取引に関しては、売出人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。
- 3 認可譲受人（下記「社債の概要 2 償還および買入れ (c) 規制償還または強制転売」に定義する。）に対し、認可譲受人の計算で、または認可譲受人のために、レギュレーションS（下記「社債の概要 2 償還および買入れ (c) 規制償還または強制転売」に定義する。）に定義されるオフショア取引において、レギュレーションSに従って行うものを除き、いかなる場合でも、本社債を募集し、売却し、質入れし、またはその他の方法で譲渡してはならず、認可譲受人のみが本社債のポジションを保持することができる。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。一定の例外の下で、合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国もしくはその属領内において、または米国人（下記「社債の概要 14 その他 (d) 様式、額面および所有権」に定義する。）に対して、米国人の計算で、もしくは米国人のために本社債を募集し、売却し、または交付してはならない。本段落において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）および同法に基づいて公表された規制において定義された意味を有する。

本社債は、米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）または合衆国のいずれの州その他の管轄のいずれの証券規制当局にも登録または承認を受けておらず、今後受ける予定もない。1936年合衆国商品取引法（その後の改正を含み、以下「CEA」という。）および同法に基づく商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）の規則（以下「CFTC規則」という。）に基づき、クレディ・アグリコル・CIBの商品先物基金運営者として登録されており、または登録される予定がある者はいない。また、クレディ・アグリコル・CIBは1940年米国投資会社法（その後の改正を含む。）またはその他の合衆国の連邦法に基づき登録されておらず、また、登録される予定はない。さらに、上記当局は募集の実体面または本プログラムの正確性もしくは妥当性について判断または承認していない。これに反するいかなる表現も合衆国の刑事罰の対象である。

本社債は、SECまたは合衆国内の他の規制機関によって承認も不承認もされておらず、SECまたは合衆国内の他の規制機関は本プログラムの正確性もしくは妥当性または本社債の実体面について判断していない。これに反するいかなる表現も刑事罰の対象である。さらに、本社債は、CEAの対象となる商品の先渡し（またはそのオプション）を売却するための契約を構成せず、また、そのような契約として販売されていない。また、本社債の取引も本プログラムもCEAに基づきCFTCによって承認されていない。

- 4 本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、(a)指令第2014/65/EU号（その後の改正を含み、以下「第2次金融商品市場指令」という。）第4(1)条第11号において定義されるリテール顧客、(b)指令（EU）第2016/97号（その後の改正を含む。）にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは(c)規則（EU）第2017/1129号（その後の改正を含む。）において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、規則（EU）第1286/2014号（その後の改正を含み、以下「PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがってEEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。
- 5 本社債は、英国（以下「UK」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、(a)2018年EU離脱法（以下「EUWA」という。）により国内法の一部を形成している規則（EU）第2017/565号第2条(8)号において定義されるリテール顧客、(b)2000年金融サービス市場法（以下「FSMA」という。）の規定および指令（EU）第2016/97号を補完するためにFSMAに基づいて制定された規制もしくは規則にいう顧客であって、EUWAにより国内法の一部を形成している規則（EU）第600/2014号第2(1)条(8)号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは(c)EUWAにより国内法の一部を形成している規則（EU）第2017/1129号第2条において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、UKにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、EUWAにより国内法の一部を形成している規則（EU）第1286/2014号（以下「UK PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがってUKにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、UK PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。
- 6 本社債に関し、スイス連邦金融サービス法（以下「FinSA」という。）に基づく重要情報書面またはFinSAに基づく同等の文書は作成されておらず、したがって、スイスにおけるFinSAにいう民間顧客に対して本社債を募集または推奨してはならない。ここに「民間顧客」とは、(a)FinSA第4(3)条において定義される専門家顧客（FinSA第5(5)条に基づいてオプトインしていない者）もしくはFinSA第5(1)条において定義される専門家顧客、(b)FinSA第4(4)条において定義される機関顧客、または(c)FinSA第58(2)条に基づく資産運用契約を締結している民間顧客のいずれにも該当しない者をいう。

社債の概要

1 利息

本社債に利息は発生せず、利息の支払が行われることもない。

2 償還および買入れ

(a) 満期償還

下記の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本社債は、クレディ・アグリコル・CIBにより、2035年2月28日（以下「満期日」という。）に豪ドルにより額面金額（以下「満期償還価格」という。）で最終的に償還されるものとする。

満期日が支払営業日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、満期日は翌支払営業日に延期される。ただし、翌支払営業日が翌暦月である場合には、満期日はその直前の支払営業日となる。満期償還価格の調整は行われない。

「社債の概要」において、

「支払営業日」とは、代理契約（下記「14 その他 (b) 代理契約」に定義する。）の規定に従い、商業銀行および外国為替市場が、(i)最終券面の場合、支払のための呈示の場所、(ii)東京、(iii)ロンドン、(iv)ニューヨーク市および(v)シドニーにおいて、支払決済および一般業務（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）を行っている日をいう。

本社債に関する金額の支払のために特定される日付が、ある月において存在しない日にあたる場合（かかる支払が、2月29日のない年の当該日に行われる予定である場合を含むが、これに限定されない。）には、かかる本社債の所持人は、代わりに当該場所におけるその直前の支払営業日に支払を受けることができる。

(b) FATCA源泉徴収に係る償還

クレディ・アグリコル・CIBは、本項(b)の規定に従い、いつでもFATCA関連社債（以下に定義する。）を償還することができる。

本社債がFATCA関連社債である場合、クレディ・アグリコル・CIBは以下に記載する事項を明記するFATCA発行者通知書（以下に定義する。）を交付するよう相応な努力をするものとする。

(i) FATCA関連社債となる社債に関するシリーズ番号およびISIN

(ii) クレディ・アグリコル・CIBがFATCA関連社債を償還するか否か、ならびに

(iii) クレディ・アグリコル・CIBがFATCA関連社債を償還する選択をする場合、

(A) クレディ・アグリコル・CIBが償還するFATCA関連社債、および

(B) クレディ・アグリコル・CIBによりかかるFATCA関連社債が償還される日付

FATCA発行者通知書において、クレディ・アグリコル・CIBがFATCA関連社債を償還しないと明記する場合、かかるFATCA関連社債の所持人は、かかる社債がFATCA関連社債であり続ける場合、FATCA関連社債の早期償還を要求し、償還日（かかる通知の発効日から少なくとも10営業日（以下に定義する。）以上後でなければならない。）を明記するFATCA投資家通知書（以下に定義する。）を交付することができる。クレディ・アグリコル・CIBは、FATCA投資家通知書を受領した後、当該FATCA投資家通知書に記載された日にかかるFATCA関連社債を償還する。

本項(b)に従い償還される本社債は、公正市場償還価格により償還される。

「公正市場償還価格」は、償還日現在（またはその頃）の本社債の公正市場価格に等しいと計算代理人（以下に定義する。）のその単独の絶対的な裁量により決定され、ヘッジ金額（以下に定義する。）の控除を考慮するが、それらに限定されず、二重の控除は行われぬ。ただし、以下を条件とする。

（i）クレディ・アグリコル・CIBに関して、下記「6 債務不履行事由」の(a)または(c)に定める債務不履行事由（下記「6 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、継続している場合、かかる決定は、クレディ・アグリコル・CIBの財政状況を考慮しないものとする。

（ii）公正市場償還価格が下記「6 債務不履行事由」の(a)または(c)に定める債務不履行事由の発生以外の理由で決定され（このように決定された公正市場償還価格を以下「債務不履行前公正市場償還価格」という。）、クレディ・アグリコル・CIBに関して下記「6 債務不履行事由」の(a)または(c)に定める債務不履行事由が発生した日（以下「債務不履行後公正市場償還価格決定日」という。）において未払いである場合、債務不履行前公正市場償還価格は、債務不履行後公正市場償還価格決定日に決定された公正市場償還価格（以下「債務不履行後公正市場償還価格」という。）に相当するとみなされ、債務不履行後公正市場償還価格は上記（i）に従いクレディ・アグリコル・CIBの財政状況を考慮しないものとする。

（iii）公正市場償還価格は、負の金額とならないものとする。

本社債の公正市場価格を決定する際、計算代理人は関連するとみなすすべての情報（市場環境、および下記「(d) 違法性および不可抗力」による期限前償還の場合には、期限前償還を生じさせる実行不可能性、違法性または不可能性を含むが、これに限定されない。）を考慮する。

上記の規定に従い決定された公正市場償還価格は、未払経過利息に係る金額を考慮して決定され、したがって、本社債が公正市場償還価格の支払により償還される場合にはその他の未払経過利息の金額は支払われぬ。

本社債の期限前償還に関して、「ヘッジ金額」とは、かかるヘッジング契約がクレディ・アグリコル・CIBにより直接保有されているか関連会社（下記「14 その他 （e） 代理人 （ii） 計算代理人」に定義する。）を通じて間接的に保有されているかを問わず、当該本社債に関連して締結された関連するヘッジング契約（例えば、金利スワップ取引、スワップ・オプション、ベシス・スワップ、金利先渡取引、商品スワップ、商品オプション、株式もしくは株式指数スワップ、利息オプション、通貨取引、アセット・スワップ取引、信用デリバティブ取引または資金取引（例えば、内部資金契約またはレポ取引であるが、これらに限定されない。）を含むが、これらに限定されない。）の解除をする際に、その時点における一般的な状況下で発生したクレディ・アグリコル・CIBもしくはその関連会社の損失もしくは費用（正の数値で表示される。）またはその時点における一般的な状況下で実現されたクレディ・アグリコル・CIBもしくはその関連会社の収益（負の数値で表示される。）（マーケット・ビッド／オファー・スプレッドおよびかかる解除に関する付随費用を含む。）をいう。ただし、ヘッジ金額の決定は、クレディ・アグリコル・CIBに関して下記「6 債務不履行事由」の(a)または(c)に定める債務不履行事由が発生し、継続している場合、クレディ・アグリコル・CIBの財政状況を考慮しないものとする。

かかる公正市場償還価格の支払は下記「9 通知」に従い本社債の所持人に通知される方法にて行われる。

別段の定めがある場合を除き、公正市場償還価格による償還は豪ドル建てで決定される。

本項(b)において、

「営業日」とは、(i)東京、(ii)ロンドン、(iii)ニューヨーク市および(iv)シドニーにおいて商業銀行および外国為替市場が支払決済および一般業務(外国為替および外貨預金を含む。)を行っている日をいう。

「FATCA関連社債」とは、(i)当該社債に係る将来における支払についてクレディ・アグリコル・CIBがFATCA源泉徴収を行う(直接的かまたは間接的かを問わず、代理人または決済機関を通じて行われることを含むが、これらに限られない。)義務を負い、かつ、(ii)クレディ・アグリコル・CIBが利用可能な合理的措置を講じてみてもかかるFATCA源泉徴収を回避することができないすべての社債をいう。

「FATCA源泉徴収」とは、内国歳入法第1471条(b)に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定もしくは当該条項の実施に関連して合意された政府間協定に基づき適用される財政上もしくは規制上の制度、規則もしくは慣行に従って課されるその他の源泉徴収もしくは控除をいう。

「FATCA投資家通知書」とは、FATCA関連社債の所持人が、下記「9 通知」に従ってクレディ・アグリコル・CIBに対して行う通知をいう。かかるFATCA投資家通知書の写しは、下記「9 通知」に従い主支払代理人に送付されるものとする。かかる通知は取消不能であり、かつ、本項(b)に基づき支払が行われる銀行口座(または小切手による支払の場合は住所)を指定するものとする。

「FATCA発行者通知書」とは、クレディ・アグリコル・CIBが主支払代理人および、(場合に応じて)下記「9 通知」に従って本社債の所持人に行う通知をいう。

「社債の概要」において、

「計算代理人」とは、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクをいう。

「内国歳入法」とは、1986年合衆国内国歳入法(その後の改正を含む。)をいう。

(c) 規制償還または強制転売

クレディ・アグリコル・CIBは、本社債の購入時点における認可譲受人でない者またはその代理人が保有する本社債の所持人の費用およびリスクで、随時(i)かかる本社債の一部もしくはすべてを償還し、または(ii)かかる所持人に対して、本社債をレギュレーションSに従い合衆国(下記「3 支払 (b) 本社債の呈示」に定義する。)外に居住する認可譲受人へ売却するよう請求する権利を有する。特定の場合にいずれの本社債を上記(i)に従い償還するかまたは上記(ii)に従い売却するかは、クレディ・アグリコル・CIBがその単独の絶対的な裁量により決定するものとする。かかる償還は、公正市場償還価格により行われる。

本項(c)において、

「認可譲受人」とは、以下ではない者をいう。

(i) レギュレーションSにおいて定義される米国人

(ii) 合衆国商品取引法に基づくCFTC規則4.7(CFTC規則4.7(a)(1)(iv)(D)における非合衆国人でない適格者の例外を除く。)において定義される非合衆国人以外の者

(iii) 合衆国商品先物取引委員会により公布された一定のスワップ規制遵守に関する解釈ガイダンスおよび政策声明に記載される米国人

(iv) 合衆国商品取引法に基づき適用された規制またはガイダンスにおいて定義されるその他の米国人。いずれの場合にもかかる定義はその後の改正を含む。

「社債の概要」において、

「合衆国証券法」とは、1933年合衆国証券法（その後の改正を含む。）をいう。

「レギュレーションS」とは、合衆国証券法に基づくレギュレーションSをいう。

(d) 違法性および不可抗力

クレディ・アグリコル・CIBは誠実に以下を決定する場合、本社債の所持人に下記「9 通知」に従い通知することにより本社債をいかなる時でも早期に償還する権利を有する。

(i) 本社債に基づく義務の履行が、あらゆる理由により全部または一部が違法となること

(ii) 本社債に基づく義務の履行が、該当する取引が完結した日（当日を含まない。）の後に発生した不可抗力事由（以下に定義する。）により、実行不可能または不可能となること

本項(d)において、

「不可抗力事由」とは、クレディ・アグリコル・CIBの合理的コントロールの及ばない事由をいい、以下に掲げる事由が(i)クレディ・アグリコル・CIBの本社債に基づく債務の履行を阻止、制限、遅延またはその他重大な障害となる場合および／または(ii)市場その他における本社債に係る取引の決済を重大な範囲で阻止または制限する場合を含むがこれらに限られない。

(A) 政府当局またはその他の法律、規則、規制、判決、命令、指令、法令または重要な法的介入

(B) 戦争（内戦その他）、混乱、軍事行為、騒動、政治的混乱、いかなるテロ行為、暴動、抗議および／または騒乱の発生または宣言

(C) サボタージュ、火災、洪水、爆発、地震、気象もしくは地理的要因による大災害、その他の災難または危機

(D) 金融上、政治上もしくは経済上の事由（国内外の政治、法律、税金または規制条件の変更を含むがこれらに限られない。）またはクレディ・アグリコル・CIBのコントロールの及ばないその他の原因もしくは障害

「政府当局」とは、国家、州または政府、その属州またはその他の行政区画、組織、機関または省、税務、金融、外国為替またはその他の当局、法廷、裁判所またはその他の手段、および、政府の執行、立法、司法、規制もしくは行政機能を行使するまたは政府に関するその他の事業体を意味する。

上記本社債の終了後すぐに、クレディ・アグリコル・CIBは各本社債について本社債の所持人に対して公正市場償還価格を支払うものとする。支払は下記「9 通知」に従い、本社債の所持人に通知される方法で行われる。

(e) 買入れ

クレディ・アグリコル・CIBおよびその子会社は、市場その他において、いかなる価格でも、随時本社債を買入れることができる。クレディ・アグリコル・CIBによりまたはクレディ・アグリコル・CIBのために買入れられた本社債は、クレディ・アグリコル・CIBの選択により、適用される法令に従い、引渡しおよび消却が行われるか、または保持もしくは転売される。

(f) 消却

クレディ・アグリコル・CIBにより消却のために買入れられたまたは償還されたすべての本社債は、直ちに消却されるものとする。消却されたすべての本社債および上記(e)に基づき消却のために買入れられた本社債は、主支払代理人に引き渡されるものとし、再発行または転売することはできない。

(g) ゼロクーポン社債

上記「(a) 満期償還」、「(b) FATCA源泉徴収に係る償還」もしくは「(c) 規制償還または強制転売」による本社債の償還時または下記「6 債務不履行事由」もしくは上記「(d) 違法性および不可抗力」により支払期限が到来した時点における本社債に関して支払われるべき金額の支払が不当に留保または拒絶された場合、当該本社債に関して支払われるべき金額は、(i) 当該本社債に関して支払われるべき金額の全額が支払われた日または(ii) 主支払代理人が当該本社債に関して支払われるべき金額の全額を受領し、かかる旨を本社債の所持人に対して、下記「9 通知」に従い通知した日の5日後の日のうちいずれか早く到来する日における公正市場償還価格とする。

3 支払

(a) 支払方法

本社債に関する支払は（下記の制限の下で）支払受領者がシドニーに所在する銀行に有する豪ドル建口座への入金もしくは送金、または支払受領者の選択により、シドニーに所在する銀行を支払場所とする豪ドル建小切手により行われるものとする。

一切の支払は、支払地において適用のある財政その他の法令に服するが、下記「8 課税上の取扱い (a) フランスの租税」の規定の適用を妨げない。

(b) 本社債の呈示

最終券面の無記名式社債（下記「14 その他 (d) 様式、額面および所有権」に定義する。）（以下「最終無記名券面」という。）に関する元金の支払は（下記の制限の下で）最終無記名券面の呈示および引渡し（一部支払の場合は裏書き）との引換えのみによって、上記(a)に定める方法で行われ、支払代理人（下記「14 その他 (b) 代理契約」に定義する。）の合衆国（「社債の概要」において、別途定義する場合を除き、アメリカ合衆国（州およびコロンビア特別区およびその属領を含む。）を意味する。）外の所定の事務所において行われるものとする。

無記名式大券により表章される本社債に関する元金の支払は、（下記の制限の下で）無記名式社債につき上記に定める方法または大券に定める方法により、当該大券の呈示または（場合により）引渡しと引換えに、合衆国外の支払代理人の所定の事務所において行われる。かかる支払は、当該大券が呈示された支払代理人により当該大券の券面上にまたは（場合により）ユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム」という。）の名簿上に記録される。

(c) 支払に関するその他の規定

大券の所持人は、当該大券により表章された本社債に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、クレディ・アグリコル・CIBは、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリアまたはクリアストリームの名簿に当該大券により表章された本社債の一定の額面金額の実質的な所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従いクレディ・アグリコル・CIBが支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、（場合により）ユーロクリアまたはクリアストリームに対してのみ支払を請求しなければならない。

本社債については、クレディ・アグリコル・CIBおよびその各支店が単一の法人組織であり、本社債に基づき支払を行う義務は、クレディ・アグリコル・CIB全体としての義務となる。

(d) 支払営業日

本社債に関する金額の支払期日が、支払営業日以外の日にあたる場合には、当該本社債の所持人は代わりに当該場所における翌支払営業日に支払を受けることができる。ただし、翌支払営業日が翌暦月である場合には、当該場所におけるその直前の支払営業日に支払を受けることができる。本項(d)に従って支払期日についての調整が行われる場合、本社債に関する当該金額は、かかる調整による影響を受けないものとする。

(e) 通貨が利用できない場合の支払

本項(e)は、本社債に関して豪ドルにより支払が行われるべき場合であって、クレディ・アグリコル・CIBが、合理的に制御できない状況のためにかかる豪ドルによる支払を行うことができないか、今後不可能となる（または実務上不可能であるか、今後実務上不可能となる）とき（以下「通貨利用不能事由」という。）に適用され、かかる事由には、(i) 関連政府当局によって課された制裁もしくは為替管理、または、(ii) クレディ・アグリコル・CIB、代理人もしくは主支払代理人、関連決済機関もしくはそれらの口座取引銀行に適用される制限もしくは管理のうち、いずれの場合においてもクレディ・アグリコル・CIBから本社債の所持人への豪ドルの移動を妨げ、または不可能ならしめるものを含むが、それらに限定されない。

クレディ・アグリコル・CIBまたは計算代理人が、特定の予定された支払またはクレディ・アグリコル・CIBが行うべき本社債の所持人への支払（以下「被影響支払」という。）に関して、通貨利用不能事由が発生したと判断した場合、クレディ・アグリコル・CIBは、計算代理人が適切と考えるスクリーン・レートまたはその他の相場を参照することで、計算代理人によって定められる日時に、適切な銀行間市場において、該当する額の豪ドルと代用通貨との交換に提供される直物為替レート（以下「直物為替相場」という。）に基づき、代用通貨による被影響支払を行うことにより、その義務を果たす権利を有する。本項(e)に基づく代用通貨による被影響支払は、本社債に基づくクレディ・アグリコル・CIBの義務違反やその他の債務不履行事由を構成するものではない。

通貨利用不能事由が発生した場合、特定の被影響支払に関し、豪ドルについての言及は代用通貨についての言及とみなされるものとする。

当該金額が代用通貨で支払われる予定の日の4営業日前までに、またはその4営業日以内に通貨利用不能事由が発生した場合は合理的に可能な限り速やかに、クレディ・アグリコル・CIBは本社債の所持人に対し、(i)通貨利用不能事由が発生したと判断されたこと、および(ii)該当する被影響支払が行われる代用通貨に関する通知（以下「影響支払通知」という。）を送付する（計算代理人または主支払代理人のために写しを交付する。）。クレディ・アグリコル・CIBはその後、合理的に可能な限り速やかに本社債の所持人に対して適用される直物為替相場を明記した通知を送付する（計算代理人または主支払代理人のために写しを交付する。）。関連する被影響支払は、関連する影響支払通知が本社債の所持人に対して送付された後、通貨利用不能事由が存在するか否かまたは継続しているか否かにかかわらず、代用通貨にて支払われる。ただし、通貨利用不能事由が生じている将来の支払に関してさらなる影響支払通知が送付された場合を除き、かかる将来の支払は、当初の契約通貨にて行われる。

本項(e)において、クレディ・アグリコル・CIBまたは計算代理人による決定は、誠実かつ商業的に合理的な方法で行われるものとし、すべての当事者を拘束するものとする。

本項(e)において、

「関連決済機関」とは、フランス通貨金融法典の第L. 441-1条に列挙されている中央預託機関または証券清算・決済システム運営機関をいう。

「代用通貨」とは、豪ドルとの交換のための銀行間市場における市場環境および流動性を考慮して、計算代理人により誠実かつ商業的に合理的な方法で本社債に適切であるとして選択される通貨をいう。ただし、代用通貨は、ユーロ（もしくはその承継通貨）またはカナダ、日本、UK、オーストラリアもしくは米国の法定通貨のいずれかとする。

(f) 一般

計算代理人、クレディ・アグリコル・CIB、ディーラー（以下に定義する。）または代理人（下記「14 その他 (b) 代理契約」に定義する。）のいずれも、満期償還価格その他いかなる金額の計算の誤りまたは脱漏についても責任を負わないものとする。

本項(f)において、

「ディーラー」とは、クレディ・アグリコル・CIBをいう。

(g) 解釈

「社債の概要」において、本社債に関する元金には、場合により、適用される法律により認められる範囲において、以下のものを含むものとみなす。

(i) 本社債の満期償還価格

(ii) 本社債の公正市場償還価格

4 通貨変更（予定支払通貨停止事由）

予定支払通貨停止事由（以下に定義する。）が発生した場合、

(a) 計算代理人は、本社債に関するクレディ・アグリコル・CIBの支払義務の全部を、自らが選択するその他の通貨に随時転換することができ、かかる支払義務の全部は、さらなる措置またはいかなる同意なしに、計算代理人が決定する為替レートで当該通貨（以下「代替支払通貨」という。）に転

換される。かかる転換は、下記「9 通知」に従いクレディ・アグリコル・CIBが本社債の所持人に対して通知した日時より効力が発生するものとする。転換が行われた場合、(i)本社債に関するクレディ・アグリコル・CIBの支払義務の全部は代替支払通貨建で支払われ、(ii)本社債の要項はこれに従って解釈され、また(iii)計算代理人はかかる転換を実施するために適切とみなす本社債の要項に対するその他の修正を行う権限を有する。

(b) 計算代理人が、上記(a)に従い本社債に関するクレディ・アグリコル・CIBの支払義務を転換するまでの間、または計算代理人が転換を行わないことを決定した場合、本社債に関するクレディ・アグリコル・CIBの支払義務は、さらなる措置またはいかなる同意なしに、適用される法律により定まるまたはその他計算代理人が決定する為替レートに基づきその時点でフランスにおいて採用されている通貨に転換されるものとし、本社債の要項はこれに従って解釈されるものとする(例えば、計算代理人がかかる転換を反映するために適切とみなす本社債の要項に対するその他の変更の実施を含むが、これに限定されない。)

(c) クレディ・アグリコル・CIBは、下記「9 通知」に従い本社債の所持人に対して通知をした上で、その単独の絶対的な裁量により、本社債の全部(一部は不可)を自らが指定する日に早期に償還することができる。各本社債は、代替支払通貨建(適用ある場合)またはその時点でフランスにおいて採用されている通貨建で、公正市場償還価格にて償還されるものとする。

クレディ・アグリコル・CIBは、予定支払通貨停止事由の発生時に、予定支払通貨停止事由の発生を下記「9 通知」に従い本社債の所持人に対して可及的速やかに通知し、かかる通知にはその概要およびこれに関連する対応案を記載するものとする。

本4項において計算または決定を行う際、計算代理人は関連するとみなすすべての情報を考慮するが、その他の点ではその単独の絶対的な裁量により行為するものとする。上記にかかわらず、計算代理人は予定支払通貨停止事由の発生後、いかなるシリーズの社債についてもクレディ・アグリコル・CIBの支払義務を代替支払通貨に転換する義務を負わない。クレディ・アグリコル・CIBおよび計算代理人のいずれも、予定支払通貨停止事由の発生により生じた損失に関して本社債の所持人に対するいかなる責任も負わない。

本4項に従いクレディ・アグリコル・CIBが行った支払は、有効な支払となり、本社債の債務不履行を構成しないものとする。

本4項において、

「予定支払通貨」とは、豪ドルをいう。

「予定支払通貨停止事由」とは、計算代理人がその単独の絶対的な裁量により、理由の如何を問わず、随時予定支払通貨が法定通貨として存在しなくなったと判断した場合をいう。

5 本社債の地位

本社債は、クレディ・アグリコル・CIBの直接、非劣後、上位優先(フランス通貨金融法典第L. 613-30-3-I-3条の意義の範囲内におけるところによる。)かつ無担保の債務を構成し、現在および将来において、本社債相互の間および(上記に従いかつ法律上の一定の例外を除き)その時々クレディ・アグリコル・CIBの未償還の他の一切の非劣後、上位優先かつ無担保の債務との間で同順位であり、また、クレディ・アグ

リコル・CIBが負担するその他の一切の既存のまたは将来の直接、非劣後、上位優先、無条件かつ無担保の債務（法律により優先されるものを除く。）と少なくとも同順位である。

6 債務不履行事由

以下に掲げる事由（以下それぞれを「債務不履行事由」という。）のいずれか1つ以上の事由が発生した場合、本社債の所持人は、主支払代理人の所定の事務所に宛ててクレディ・アグリコル・CIBに書面で通知することにより（かかる通知は主支払代理人が受領した時点で有効となる。）、所持人が保有する本社債は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、当該本社債は、呈示、要求、抗議またはその他あらゆる種類の通知を行うことなく、直ちに期限が到来し、その公正市場償還価格が支払われるべきものとなる。

(a) いずれかの本社債の元金がその支払期日に支払われない場合。

(b) クレディ・アグリコル・CIBが「社債の概要」に基づくその他の債務の履行または遵守を怠り、かつ、（通知が必要でなく、かかる不履行の治癒が不可能な場合を除き）クレディ・アグリコル・CIBがかかる不履行を治癒できる場合で、かかる不履行およびかかる不履行の治癒の要求を明記した書面による通知を主支払代理人（主支払代理人は、本社債の所持人の要請に応じて直ちにかかる通知を行わなければならない。）からクレディ・アグリコル・CIBが受領したときから60日以内に治癒しなかった場合。

(c) クレディ・アグリコル・CIBが全般的に支払期限の到来した債務の支払を中止した場合、クレディ・アグリコル・CIBの法律上の清算手続（liquidation judiciaire）もしくは事業全体の譲渡（cession totale de l'entreprise）について判決がなされた場合、クレディ・アグリコル・CIBが類似の破産手続もしくは倒産手続の下にある場合、またはクレディ・アグリコル・CIBが債権者の利益のために資産の全部もしくは重要な部分に関して権利移譲、譲渡もしくはその他の契約を提案した場合、またはクレディ・アグリコル・CIBが清算もしくは解散の決議を採択した場合（ただし、新設合併、吸収合併、その他の事業体への資産の全部または大部分の譲渡に関するもので、その結果、新設事業体、存続事業体または譲受事業体の信用力が、かかる行為の前のクレディ・アグリコル・CIBよりも著しく悪化していない場合を除く。）。

7 社債権者集会、変更および権利放棄

代理契約は、本社債または代理契約の条項を特別決議（代理契約に定義される。）により修正することを承認することを含む、本社債の所持人の利益に影響を与える事項について審議するために社債権者集会を招集することについて、定めている。クレディ・アグリコル・CIBまたは本社債の所持人が社債権者集会を招集することができ、本社債の元本残高の10%以上を有する本社債の所持人により書面による要求があった場合、クレディ・アグリコル・CIBは社債権者集会を招集するものとする。特別決議を採択するための社債権者集会の定足数は、本社債の元本残高の50%以上を保有もしくは代表する1名以上の者、その延会においては、保有もしくは代表される本社債の元本金額の如何にかかわらず、本社債の所持人本人もしくはその代理人1名以上の者とする。ただし、本社債の特定の規定の修正（本社債の償還期日の修正、本社債の元金の減額もしくは取消、または本社債の支払通貨の変更を含む。）を議題とする集会における定足数は、本社債の元本残高の3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、本

社債の元本残高の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。(a)社債権者集会で採択された特別決議または(b)本社債の所持人すべてによりもしくは本社債の所持人すべてのために署名された書面をもって採択された特別決議もしくは本社債が決済機関によりもしくは決済機関のために保有されている場合にかかる決済機関の電子通信システムを介して伝達される電子承認によりなされた特別決議の承認は、(集会で採択された特別決議の場合には)出席の有無にかかわらず、本社債の所持人すべてを拘束する。

クレディ・アグリコル・CIBは、本社債の所持人の同意を得ることなく(またかかる本社債の所持人の個別の事情または特定の法域における税金もしくはかかる修正によるその他の結果を考慮することなく)、以下の点について、本社債の要項または代理契約の修正を実施することができる。

(a) 本社債の所持人の利益に重要な悪影響のない修正および／または

(b) 形式的、軽微もしくは技術的な修正、または明白な誤記もしくは脱漏を訂正するため、不完全な規定を是正、訂正もしくは補足するためもしくは(i)法律もしくは規制の強行規定、(ii)クレディ・アグリコル・CIBを監督する規制当局の規則もしくは要求もしくは(iii)本社債が上場され得る証券取引所の要求に従うための修正

かかる修正は、本社債の所持人を拘束する。また、かかる修正後は、下記「9 通知」に従い本社債の所持人に可及的速やかにその旨通知される。

8 課税上の取扱い

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによる課税上の取扱いおよびリスクまたは本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

(a) フランスの租税

本社債に係る元金の支払はすべて、課税管轄地域(以下に定義する。)によりまたはそれに代わって、現在または将来において課されまたは賦課されるあらゆる性質の税金または賦課金を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる(ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合を除く。)。

「社債の概要」において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「課税管轄地域」とは、フランスまたはその行政区画もしくは課税当局をいう。

疑義を避けるために付言すると、クレディ・アグリコル・CIBは、管轄地域によりまたはそれに代わって、現在または将来において課されまたは賦課されるあらゆる性質の税金または賦課金を源泉徴収または控除後に、本社債の所持人に対して元金の支払を行う。

(b) FATCA

本社債に係る支払からの控除もしくは源泉徴収または本社債に関連する控除もしくは源泉徴収が、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定およびこれに基づく合衆国財務省規則(以下「FATCA」という。)に関連した合衆国内国歳入庁との協定、合衆国とフランス、ルクセンブルグまたはその他の法域の間のFATCAに関する政府間協定またはFATCAもしくは政府間協定を実施するもしくはそれらに関連す

るいずれかの法域における法律、規則もしくはその他公式のガイドラインに基づいて課されたものである場合、クレディ・アグリコル・CIBまたはいかなる支払代理人も、かかる控除または源泉徴収を理由とする追加額の支払を行わないものとする。

(c) 租税情報の交換

経済協力開発機構（以下「OECD」という。）は、包括的かつ多国間における自動的情報交換（以下「AEOI」という。）を世界規模で実現するため、共通報告基準（以下「CRS」という。）を策定した。欧州連合の加盟国間でCRSを実施するため、2014年12月9日、課税分野における強制的な自動的情報交換に関する指令第2011/16/EU号を改正する理事会指令第2014/107/EU号（以下「ユーロCRS指令」という。）が採択された。

CRS法に基づき、前暦年に関連する情報につき、毎年9月30日までに情報交換が適用される。ユーロCRS指令に基づき、前暦年に関連するデータにつき、毎年9月30日までに加盟国の地方税務当局に対してAEOIを適用しなければならない。さらに、フランスおよびルクセンブルグは、CRSに基づき自動的に情報を交換するために、OECDの権限ある当局による多国間合意（以下「多国間合意」という。）に署名した。多国間合意は、非加盟国間でのCRSの実施を目的としており、国ごとに合意を結ぶ必要がある。

各所持人は、租税の分野における行政協調に関するEU理事会指令第2011/16/EU号（その後の改正を含む。）により主支払代理人に課された確認および報告義務を遵守するために、要求される情報を、適時に主支払代理人へ提供する責任を有するものとする。

(d) 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

本社債の譲渡による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益は、申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡による所得は、確定申告を不要とすることができる。また、日本国の内国法人に帰属する譲渡損益は、当該法人のその事業年度の日本国の所得に関する租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

本社債の償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する償還差益は、償還金が国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、みなし償還差益の金額（償還金の額にみなし割引率を乗じて計算した金額）に対して源泉所得税を課されるほか、実際の償還差益の金額につき申告分離課税の対象となる（当該居住者は、当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。）。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の償還による所得は、実際の償還差益の金額に対して源泉所得税を課され、確定申告を不要とすることができる。特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を行わないもの（簡易申告口座）における本社債の償還による所得に対しては、源泉徴収はなされないが、実際の償還差益の金額につき申告分離課税の対象となり、確定申告を不要とすることはできない。また、日本国の内国法人に帰属する償還差損益は、当該法人のその事業年度の日

本国の所得に関する租税の課税対象となる所得の金額を構成する。なお、内国法人（一般社団法人および一般財団法人等を除く。）に帰属する償還差益については、源泉所得税を課されない。

なお、日本国の居住者は、本社債の譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。

本社債に係る譲渡益および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されないと考えられる。

9 通知

本社債に関するすべての通知は、ロンドンで講読される代表的な英語の日刊新聞に掲載された場合に有効になされたものとみなされる。かかる新聞への掲載はロンドンのフィナンシャル・タイムズ紙になされる予定である。かかる通知は、最初に掲載された日付、または複数の新聞紙での掲載を要求される場合には、掲載を要求されるすべての新聞紙に最初に掲載された時点での日付をもって、なされたものとみなされる。

最終券面が発行されるまでは、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームのために本社債を表章している大券が全部保管されている限り、かかる新聞への掲載の方法に代えて、本社債の所持人に対する連絡のためユーロクリアおよび／またはクリアストリームへ通知を交付するという方法をとることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームに通知がなされた日からユーロクリアおよび／またはクリアストリームにおける1営業日後に本社債の所持人になされたものとみなされる。

本社債の所持人による通知は書面によるものとし、これを関連する本社債と共に主支払代理人に預託するものとする。大券が各本社債を表章している間も、本社債の所持人は、（場合により）主支払代理人および／またはユーロクリアおよび／またはクリアストリームが認める方法で、（場合により）主支払代理人および／またはユーロクリアおよび／またはクリアストリームにかかる通知を行うことができる。

10 消滅時効

本社債は、関連日（以下に定義する。）から元本の支払については10年の期間内に元本に関して請求がなされない場合は失効する。

本項において、「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに主支払代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が上記「9 通知」に従い本社債の所持人に対してなされた日を意味する。

11 表明、認識および誓約

(a) 表明および認識

各本社債の所持人（本社債が名義人によりまたは決済機関において保有されている場合は、本社債の実質所有者）は、本社債もしくは本社債に係る権利を引き受けることまたは本社債もしくは本社債に係る権利を購入することにより、当該本社債の所持人に関する以下のすべての記載が本社債の引受または購入の日において真実かつ正確であることを確認する。

（i）本社債の所持人は、クレディ・アグリコル・CIBおよびクレディ・アグリコル・CIBのグループ会社（以下「本グループ」という。）のその他の構成員に対する調査について、自ら独立した

評価を行うことに単独で責任を負う。本プログラムの公表を除き、本社債の所持人は、クレディ・アグリコル・CIBまたは本グループのその他の構成員に関連する追加情報の提供を受けるために、クレディ・アグリコル・CIBまたは本グループのその他の構成員に依拠しておらず、また今後も依拠しない。

- (ii) 本社債への投資または保有に伴う明確かつ潜在的に大きなリスクにかかわらず、本社債の所持人による本社債の購入は(A)その財務上の需要、目的および状況に完全に合致しており、(B)適用されるすべての投資方針、ガイドラインおよび制限に準拠しており、(C)自身に適した適切な投資である。本社債の所持人は、必要に応じて、独立した専門家の十分な助言を得て、本社債への投資の適法性、メリットおよびリスクを自ら評価している。
- (iii) 本社債の所持人は、クレディ・アグリコル・CIBまたは本グループのその他の構成員からのいかなる連絡（書面または口頭）についても、投資助言または本社債の購入の推奨として依拠していない。
- (iv) 本社債の所持人は、クレディ・アグリコル・CIBおよび本グループのその他の構成員のいずれも、本社債に関して、受託者や助言者として、または本社債の所持人の代理人として行動していないことを認識している。
- (v) 本社債の所持人による本社債の引受または購入は、その法人設立管轄地および運営管轄地（異なる場合）の法律の下で合法であり、かかる引受または購入は、本社債の所持人に適用される法律または規制に反していない。
- (vi) 本社債の所持人は、本グループの構成員から受け取ったいかなる連絡（書面または口頭）も、本社債の期待される成果やパフォーマンスについての保証または確約とはみなされないことを認識している。本社債の所持人は、満期日に支払われる額面金額が本社債の記載額面金額を下回るか、あるいはゼロになる可能性があることを認識している。
- (vii) 本社債の所持人は、本プログラムが、発行日またはそれ以前に受け取った本社債に関するタームシートの全体について優先し、本プログラムのみが本社債の法的拘束力のある条件を構成していることを認識し、同意する。
- (viii) 本社債の所持人（本社債の所持人が、本プログラムに基づき選任されたディーラーとして行為する場合を除く。）は、自己の計算において本人として、および／またはその後第三者の口座に移すために、本社債を購入している。
- (ix) 本社債の所持人が、本プログラムに基づき選任されたディーラーまたは本社債の販売代理人として行為し、発行価格を下回る金額で本社債を取得する場合および／または取引に関連して手数料を受け取る場合、かかるディーラーまたは販売代理人は、適用される法律、規則、規定または最善の市場慣行の要求に応じて、投資家に対して適切な開示をする全責任を負う。
- (x) 本社債の所持人が、本社債をいずれかの第三者に譲渡する場合、本社債の所持人は、(A)かかる第三者にとっての本社債の適合性および適切性の評価に関する全責任を負うこと、(B)取引に影響のある関連するすべての法律、規則および規定を遵守すること、ならびに本社債を第三者に販売するために必要な政府その他の承諾または承認（「本人確認」、マネーロンダリング防止、反テロリズムおよび贈収賄に関するいかなる法律、規則、規定も含むが、これらに限定されない。）を取得すること、(C)当該譲渡に関し、本社債の所持人自身が本グループの構成員と協力

関係、提携関係、共同経営関係を有し、またはその代理人として行動していると表示しないこと、(D)いずれの譲受人も、すべての取引の前に本社債に関する十分な情報を受け取り、またはこれへのアクセスを与えられることを確保すること、(E)いかなる譲渡も本プログラムに記載されるすべての販売規制に従って実施することに同意する。

(b) 情報開示の誓約

各本社債の所持人（本社債が名義人によりまたは決済機関において保有されている場合は、本社債の実質所有者）は、本社債もしくは本社債に係る権利を引き受けることまたは本社債もしくは本社債に係る権利を購入することにより、以下の事項に同意する。

- (i) 法務、税務または規制上の事項に関して、クレディ・アグリコル・CIB（またはクレディ・アグリコル・CIBのために行為する代理人）が合理的に要求する自らが入手可能なあらゆる情報および書類（クレディ・アグリコル・CIBに随時適用される法務、税務および規制上の要件にクレディ・アグリコル・CIBが従うために必要な情報または望ましい情報を含む。）をクレディ・アグリコル・CIB（またはクレディ・アグリコル・CIBのために行為する代理人）に対して提供すること。
- (ii) 本社債の所持人の身元および当該所持人またはその後継の譲受人が本社債の購入にあたり使用する支払源を確認するためにクレディ・アグリコル・CIB（またはクレディ・アグリコル・CIBのために行為する代理人）が合理的に要求する自らが入手可能なあらゆる情報および書類をクレディ・アグリコル・CIB（またはクレディ・アグリコル・CIBのために行為する代理人）に対して提供すること。
- (iii) クレディ・アグリコル・CIB（またはクレディ・アグリコル・CIBのために行為する代理人）が、適用される銀行秘密法および関連する秘密保持規定に従い、(A)かかる情報および書類ならびに本社債に対する投資に関するその他の情報を関連する政府当局、銀行監督当局、税務当局その他の規制当局に提供し、(B)適用される法律または規制に従うために（あらゆる場合において、クレディ・アグリコル・CIBまたはその個別の代理人の単独の裁量により）必要または有用と考えられるその他の措置を講じ得ること。

12 準拠法および裁判管轄

本社債およびこれらに起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務はイングランド法に準拠するものとし、これに従って解釈される。商事会社に関する1915年8月10日付ルクセンブルグ法（その後の改正を含む。）の第470-1条から第470-19条までの規定を含まない。本社債の所持人は、商事会社に関する1915年8月10日付ルクセンブルグ法（その後の改正を含む。）の第470-21条に基づくいかなる行為も行いうことができない。

- (a) 当事者らは、イングランドの裁判所が本社債から生じ、または本社債に関して生ずるあらゆる紛争（本社債に起因してまたは本社債に関連して生じる非契約的債務に関する紛争を含む。）を解決する管轄権を有すること、したがって本社債から生じ、または本社債に関して生じる訴訟または手続（以下「訴訟手続」と総称する。）（本社債に起因してまたは本社債に関連して生じる非契約的債務に関する訴訟手続を含む。）をかかると裁判所に提起しなければならないことに合意する。

当事者らは、かかる訴訟手続の裁判管轄をかかると共に、当事者ら（またはそのいずれか）が現在または将来において有し得る異議申立ておよびかかる訴訟手続が不都合な法廷地で提起されたとの主張を、ここに取消不能の形でイングランドの管轄裁判所に提出し、放棄すると共に、イングランドの裁判所に提起されたかかる訴訟手続における判決が終局的なものであり、当事者ら（またはそのいずれか）に対して拘束力を有し、他の法域における裁判所においても執行可能であることに關し、ここに取消不能の形で合意する。

(b) 疑義を避けるため付言すると、上記(a)および本項(b)の規定は、規則(EU)第1215/2012号（以下「ブリュッセル改正規則」という。）に基づく当事者らの権利に影響を与えず、その規定の効力は、ブリュッセル改正規則に従い管轄権を有する裁判所の管轄権を制限しない。

本社債の条項を実施するための1999年契約（第三者の権利）法に基づくいかなる権利も付与されないが、同法とは無関係に存在したまたは行使可能な第三者の権利または救済手段に影響を及ぼすものではない。

クレディ・アグリコル・CIBは、現在イングランドに事務所を有し、ロンドン市 EC2A 2DA、アポルド・ストリート5、ブロードウォーク・ハウスに所在するクレディ・アグリコル・CIB、ロンドン支店を本社債についての訴訟手続に関するイングランドにおける送達代理人に任命し、クレディ・アグリコル・CIB、ロンドン支店が送達代理人としての職務の遂行を停止したときまたはイングランドに事務所を有さなくなったときは本社債についての訴訟手続に関するイングランドにおける送達代理人として他の者を任命することを約束する。

本項の内容は、法律により認められる他の方法で訴状等の送達を行う権利に影響を及ぼすものではない。

クレディ・アグリコル・CIBは、代理契約、適用される捺印証書およびイングランド法ディード・オブ・コベナントのそれぞれに關して、イングランドの裁判所の管轄に服しており、かつ、上記と実質的に同様の条件で送達代理人を任命している。

「社債の概要」の規定が無効となった場合であっても、その他の規定の有効性に何らの影響を及ぼすものではない。

13 ベイルイン

(a) 認識

本社債のシリーズのその他の条項またはクレディ・アグリコル・CIBおよび本社債の所持人の間のその他の契約、取決めまたは合意にかかわらず、本社債を取得することにより、各本社債の所持人（本13項において、本社債の各実質的保有者を含む。）は、以下について認識し、受諾し、同意し、合意する。

(i) 関連破綻処理当局（以下に定義する。）によるベイルイン権限（以下に定義する。）の行使の効果（以下に定めるもののいずれかまたはそれらの組合せを含むことがあり、また結果としてこれらを招来することがある。）に服すること。

(A) 本支払金額（以下に定義する。）の全部または一部の恒久的な減額

(B) 本支払金額の全部または一部の、クレディ・アグリコル・CIBまたはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務への転換（それに伴う本社債の所持人に対するかかる株式、有価証券または債務の発行）（本社債の条項の修正、改定または変更による場合を含む。）。この場合、本社債の所持人は、本社債に基づく権利の代わりに、クレディ・ア

グリコル・CIBまたはその他の者のかかる株式、その他の有価証券またはその他の債務を受領することに同意する。

(C) 本社債の消却

(D) 本社債の償還期限の改定もしくは変更、または本社債に関して支払われるべき利息の金額もしくは本社債の利息の支払期日の変更（支払を一時的に停止することによるものを含む。）、および

(ii) 本社債の条項は、関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使に服し、かかる権限の行使を有効にするために必要な場合、変更されることがあること。

本13項において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「関連破綻処理当局」とは、金融健全性規制監督・破綻処理機構（SRB）、単一破綻処理メカニズム規則に基づき設立された単一破綻処理委員会、および／または、その時々においてペイルイン権限を行使する権限を有し、またはペイルイン権限の行使に参加する権限を有するその他の当局（単一破綻処理メカニズム規則第18条に基づき行為する場合の欧州連合理事会および欧州委員会を含む。）を意味する。

「規制対象会社」とは、2015年8月20日付政令により改定されたフランス通貨金融法典第L. 613-34条第I項に規定される会社を意味し、一定の金融機関、投資会社およびフランスにおいて設立されたそれらの一定の親会社または持株会社を含む。

「ペイルイン権限」とは、金融機関および投資会社の再生ならびに破綻処理の枠組みを定める2014年5月15日付の欧州議会および欧州理事会の指令第2014/59/EU号（その後の改正を含み、以下「BRRD」という。）の国内法制化に係る、フランスの有効な法律、規制、規則または要件（2015年8月20日付フランス政令第2015-1024号（金融関連EU指令等の実施に必要な国内法令を整備するための諸規定に関する政令）（その後の改正を含み、以下「2015年8月20日付政令」という。）、単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組み内での金融機関および一定の投資会社の破綻処理に関する統一的な規則および統一的な手続を定めると共に規則（EU）第1093/2010号を改正する2014年7月15日付の欧州議会および欧州理事会規則（EU）第806/2014号（その後の改正を含み、以下「単一破綻処理メカニズム規則」という。）に基づくもの、またはその他フランス法に基づき生じたものを含むがこれに限定されない。）、ならびにいずれの場合もそれらに従って制定された命令、規則および基準であって、それらに準拠して規制対象会社（またはその関連会社）の債務の（一部または全部の）減額、消却、停止、譲渡、変更もしくはその他何らかの改定、または規制対象会社（またはその関連会社）の有価証券もしくは保証状の、かかる規制対象会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくはその他の債務への転換が可能となるものに基づいてその時々存在する権限を意味する（破綻処理における措置後のペイルイン手法の実施、破綻処理手続が開始される前か破綻処理手続を伴わない減額もしくは転換権限の実施またはその他に関連しているかを問わない。）。

「本支払金額」とは、適用される「社債の概要」に従った、本社債に基づき支払われる金額をいう。

(b) 利息およびその他の支払金額の残高の支払

本支払金額の返済または支払がそれぞれ期日を迎える時点においてクレディ・アグリコル・CIBまたはクレディ・アグリコル・グループ企業に適用あるフランスおよび欧州連合における有効な法令に基づきクレディ・アグリコル・CIBが当該返済または支払を行うことが許される場合を除き、クレディ・ア

グリコル・CIBに関する関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使後は、いかなる本支払金額の返済または支払も支払期限が到来せず、支払もなされないものとする。

(c) ペイルインの結果として債務不履行事由を構成しないこと

クレディ・アグリコル・CIBに関する関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使の結果による本社債の消却、本支払金額の一部または全部の減額、本支払金額のクレディ・アグリコル・CIBまたはその他の者のその他の有価証券または債務への転換、および本社債に関する関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使は、いずれも債務不履行の事由には該当せず、またその他の契約上の義務の不履行を構成しないものとし、また、かかる本社債の所持人に対して救済（衡平法上の救済を含む。）（当該救済は社債の要項により明示的に放棄される。）を受ける権利をもたらしものではないものとする。

(d) 本社債の所持人への通知

関連破綻処理当局により本社債に関するペイルイン権限が行使された場合、クレディ・アグリコル・CIBは、当該ペイルイン権限の行使について、上記「9 通知」に従い、可能な限り速やかにかかる本社債の所持人に対して書面により通知する。また、クレディ・アグリコル・CIBは、かかる通知の写しを情報提供のため主支払代理人に交付するものとするが、主支払代理人は、かかる通知をかかる本社債の所持人に送付する義務を負わないものとする。クレディ・アグリコル・CIBが通知を遅滞した場合、またはかかる通知を怠った場合であっても、かかる遅滞または懈怠は、ペイルイン権限の有効性および執行可能性に影響を及ぼさず、また上記(a)に記載される本社債に対する効力に影響を及ぼさない。

(e) 代理人の義務

関連破綻処理当局によりペイルイン権限が行使された場合に、関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使に関連して(i)代理人は本社債の所持人からいかなる指示も受ける必要がなく、(ii)代理契約はいかなる代理人に対しても職務を課すものでもない。

上記にかかわらず、関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使の完了後、引き続き未償還の本社債がある場合（例えば、ペイルイン権限の行使の結果、本社債の元金の一部の減額しかされなかった場合）、クレディ・アグリコル・CIBおよび代理人が代理契約の改定に従って合意する場合その合意の範囲内で、代理契約に基づく代理人の義務は、かかるペイルイン権限の行使の完了後も、引き続き本社債に関して適用があるものとする。

(f) 按分

関連破綻処理当局によるペイルイン権限が本支払金額の総額よりも少ない金額に関して行使された場合、代理人がクレディ・アグリコル・CIBまたは関連破綻処理当局により別途指示を受けた場合を除き、ペイルイン権限に基づいて関連シリーズの本社債に関して行われる消却、減額または転換は、按分計算により行われる。

(g) 包括的条項

本13項に定める事項は、上記の事項につき唯一網羅的なものであり、クレディ・アグリコル・CIBおよび本社債の所持人間のその他のいかなる契約、取決めまたは合意をも除外するものとする。

14 その他

(a) 代わり社債券

本社債が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、主支払代理人の所定の事務所において、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、クレディ・アグリコル・CIBが合理的に要求する証拠および補償の提出を条件として、代わり券を発行することができる。毀損または汚損した本社債については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(b) 代理契約

本社債は、クレディ・アグリコル・CIB、主支払代理人兼銀行代理人としてのCACEISバンク ルクセンブルグ支店（以下「主支払代理人」（承継者たる主支払代理人を含む。）および契約に記載されるその他支払代理人（主支払代理人と共に、以下「支払代理人」または「代理人」と総称され、追加のまたは承継者たる支払代理人を含む。））およびその他の当事者との間の2024年5月10日付の改定代理契約（かかる代理契約は随時改訂および／または補足および／または修正される。以下「代理契約」という。）に従い、その利益を享受する。

(c) 承継

(i) 承継に関する前提条件

本社債に関連して、クレディ・アグリコル・CIB（かかる用語は、本項(c)においてのみ、本項(c)に基づき承継した前任者を含む。）は、本社債の所持人の同意なしに、主要な債務者としてクレディ・アグリコル・CIBに指名された他の会社（以下「承継債務会社」という。）に代替および承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

- (A) (1) 承継債務会社は、代理契約の別紙の様式または実質的にその様式と同じ様式の捺印証書を作成するものとし、当該書類の下で、承継債務会社は、クレディ・アグリコル・CIBに代わり、本社債の主要な債務者として、本社債、代理契約および適用されるディード・オブ・コベナントにその名称が記載されていたかのように、各本社債の所持人のために、「社債の概要」ならびに代理契約および適用されるディード・オブ・コベナントの規定に従うことを約束し、(2) クレディ・アグリコル・CIBは、代理契約の別紙の様式または実質的にその様式と同じ様式の保証状を作成するものとし、それに基づきクレディ・アグリコル・CIBは、主要な債務者として承継債務会社の支払うべき金額の全額の支払を、各本社債の所持人に対して無条件かつ取消不能の形で保証し、また(3) 承継債務会社およびクレディ・アグリコル・CIBは、承継が完全な効力を有するために必要なその他の書類（もしあれば）（上記捺印証書および保証状とあわせて以下「書類」という。）を作成する。
- (B) 上記(A)または下記(C)の一般性を害することなく、承継債務会社が、フランス以外の領土において税務の観点から設立、所在または居住している場合、本社債の所持人が、承継により、か

かる承継が行われなかった場合よりも不利な立場とならないために、書類は、承継債務会社による誓約および／または各本社債の所持人が誓約による利益を確実に受けるために必要な上記「8 課税上の取扱い (a) フランスの租税」の条項（フランスに関する内容については、承継債務会社が税務の観点から設立、所在または居住する1つまたは複数の領土に関する内容に承継することができる。）に相当する表現のその他の条項を含むものとする。

- (C) 書類は、承継債務会社およびクレディ・アグリコル・CIBによる以下の表明および保証を含むものとする。(1) 承継債務会社およびクレディ・アグリコル・CIBは、かかる承継ならびに承継債務会社およびクレディ・アグリコル・CIBの義務に関するクレディ・アグリコル・CIBによる保証の付与ならびに書類に基づく承継債務会社およびクレディ・アグリコル・CIBのそれぞれの義務の履行に必要な一切の政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意がすべて完全に有効であること。(2) 書類に基づいて各承継債務会社およびクレディ・アグリコル・CIBが各々負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って適法であり、有効かつ拘束力を有していること。
- (D) 承継債務会社は、主支払代理人に対し、主要な法律事務所から承継債務会社を代理して提出される、法律意見書を交付しまたは交付させるものとするが、かかる意見書は、書類が作成された場合、書類は適法であり、有効かつ拘束力を有する承継債務会社の義務を構成する旨の意見書であり、クレディ・アグリコル・CIBから承継債務会社への承継の日付の前7日以内の日付で作成され、主支払代理人の所定の事務所において本社債の所持人による閲覧に供されることを要する。
- (E) クレディ・アグリコル・CIBは、主支払代理人に対し、主要な法律事務所からクレディ・アグリコル・CIBを代理して提出される、法律意見書を交付しまたは交付させるものとするが、かかる意見書は、書類（該当する場合、承継債務会社に関してクレディ・アグリコル・CIBにより付与された保証を含む。）が作成された場合、書類は適法であり、有効かつ拘束力を有するクレディ・アグリコル・CIBの義務を構成する旨の意見書であり、クレディ・アグリコル・CIBから承継債務会社への承継の日付の前7日以内の日付で作成され、主支払代理人の所定の事務所において本社債の所持人による閲覧に供されることを要する。
- (F) クレディ・アグリコル・CIBは、主支払代理人に対し、イングランドの主要な法律事務所から提出される、法律意見書を交付しまたは交付させるものとするが、かかる意見書は、書類（該当する場合、承継債務会社に関してクレディ・アグリコル・CIBにより付与された保証を含む。）が作成された場合、書類はイングランド法上適法であり、有効かつ拘束力を有する当事者らの義務を構成する旨の意見書であり、クレディ・アグリコル・CIBから承継債務会社への承継の日付の前7日以内の日付で作成され、主支払代理人の所定の事務所において本社債の所持人による閲覧に供されることを要する。
- (G) 承継債務会社は、本社債に起因しまたはこれらに関連して生じる訴訟または法的手続に関して、承継債務会社に代わり送達を受けるイングランドの代理人として、上記「12 準拠法および裁判管轄」においてクレディ・アグリコル・CIBにより任命された送達代理人またはイングランドに事務所を有する他の者を任命していること。

(ii) 承継債務会社による引受け

上記(i)(A)に定める書類が作成された場合で、かかる条項のその他の要件が満たされた場合、(A) 承継債務会社は、クレディ・アグリコル・CIBに代わり、主要な債務者として本社債にその名称が記載されたものとみなされ、(B)これに基づき、本社債、適用されるディード・オブ・コベナントおよび代理契約は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされ（文脈上、許される場合、フランスに関する内容については、承継債務会社が設立された地域に関する内容に承継させることを含む。）、(C)クレディ・アグリコル・CIBは、本社債について主要な債務者としての一切の義務を免除される。

(iii) 書類の預託

本社債が未償還であり、かつ承継債務会社またはクレディ・アグリコル・CIBに対して本社債または書類に関し本社債の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、書類は、主支払代理人に預託され保管される。書類において承継債務会社およびクレディ・アグリコル・CIBは、各本社債の所持人が、本社債または書類につき強制執行するため、書類を作成する権利を認めるものとする。

(iv) 承継通知

書類の作成後15日以内に、承継債務会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本社債の所持人に対して通知するものとする。疑義を避けるため付言すると、かかる通知が送付されなかった場合も、承継は無効とはならない。

(v) 税効果

かかる変更または承継のかかる権利に関連して、クレディ・アグリコル・CIBは、目的を問わず、特定の地域に住所を置くもしくは居住しているもしくはその他特定の地域と関係を有しているまたは特定の地域の裁判管轄に服することにより生じる本社債の所持人である個人に対するかかる権利の行使の効果を考慮する義務を負わず、また本社債の所持人は、かかる変更または承継によるかかる本社債の所持人に対する税効果に関するいかなる補償または支払もクレディ・アグリコル・CIBに要求する権利を有しないものとする。

(d) 様式、額面および所有権

本社債は、無記名式（以下「無記名式社債」という。）であり、（最終券面の場合は）社債券番号が付され、豪ドル建で、各社債券の額面金額は10,000豪ドルである。

以下に記載される条件に従って、本社債の所有権は、受渡により移転する。クレディ・アグリコル・CIBおよびいずれの代理人も（支払期日が到来しているか否かを問わず、また、本社債の所有に係る注記、券面上の記載または本社債の以前の紛失もしくは盗失の注記にかかわらず）本社債の持参人を（法律に別段の定めがない限り）その完全な権利者とみなして取り扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

いずれかの本社債がユーロクリアおよび／またはクリアストリームのために保有されている無記名式大券により表章されている間は、当該時点においてユーロクリアまたはクリアストリームの名簿に特

定の額面金額の当該本社債の所持人として登録されている者（ユーロクリアおよびクリアストリームを除く。）（この場合、いずれかの者の口座に貸記されているかかる本社債の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリームが発行した証明書その他の書類は、明白な誤りまたは立証された誤りがある場合を除き、すべての点において最終的で拘束力を有する。）は、クレディ・アグリコル・CIBおよび代理人によりすべての点（本社債の額面金額に係る元金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、大券の条項に従い、無記名式大券の所持人が、クレディ・アグリコル・CIBおよび代理人により額面金額の当該本社債の所持人として取り扱われるものとし、「本社債の所持人」およびこれに関連する用語はこれに従って解釈される。）において当該額面金額の本社債の所持人として取り扱われる。

無記名式社債は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSに依拠して合衆国外で発行される。

本社債は、無記名式、かつ当初仮大券の形態で発行され（以下「仮無記名大券」という。）、当該仮無記名大券はトランシェの当初の発行日以前にユーロクリアおよびクリアストリームの共通保管機関に引き渡される。

無記名式社債が仮無記名大券によって表章されている間は、交換日（以下に定義する。）より前に支払期日の到来する本社債に係る元金およびその他の支払は、合衆国財務省規則により定められている通り、かかる無記名式社債の持分の実質所有者がレギュレーションSにおいて定義される米国人（U. S. Person）（以下「米国人」という。）でなくかつ米国人に転売するために購入した者でないことの証明書（様式は後に提供される。）をユーロクリアおよび／またはクリアストリームが受領し、さらに場合により、（受領した証明書に基づく）かかる証明書を主支払代理人に交付した場合に限り行われる。

仮無記名大券発行後40日目（以下「交換日」という。）以後、かかる仮無記名大券の持分は、証明書が既に交付されている場合を除き、上記の証明書と引き換えに、同シリーズの恒久無記名大券の持分と（手数料なしで）要求に応じて交換される。ただし、合衆国における購入者および一定の米国人は、最終無記名券面を受領することはできない。仮無記名大券の所持人は、正当な証明を行ったにもかかわらず、仮無記名大券の恒久無記名大券の持分または最終無記名券面との交換が不当に留保または拒絶された場合を除き、交換日以降、支払期日を迎えた元金またはその他の金額の支払を受ける権利を有しない。

恒久無記名大券の元金またはその他の金額の支払は、証明書を要せずに、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームを通じて行われる。

恒久無記名大券は、交換事由（以下に定義する。）が発生した場合にのみ、その全部（一部は不可）を最終無記名券面と（手数料なしで）交換される。「交換事由」とは、（i）債務不履行事由が発生し、継続しているとき、（ii）ユーロクリアおよびクリアストリームの双方が、連続する14日間業務を停止し（法律等に基づく休日を理由とする場合を除く。）、恒久的に業務を停止する意向を表明し、もしくは実際に恒久的に業務を停止した旨の通知をクレディ・アグリコル・CIBが受け、かつ、いずれの場合も後継の決済機関がないとき、または（iii）クレディ・アグリコル・CIBの所在地における法改正により、本社債が最終無記名券面の様式であったなら被らなかつたであろう、不利益な税務効果をクレディ・アグリコル・CIBが被るかもしくは被ることとなるときをいう。クレディ・アグリコル・CIBは、交換事由が発生した場合、本社債の所持人に対し、上記「9 通知」に従い直ちに通知を行う。交換事由が発生した場合、（かかる恒久無記名大券の持分の所持人の指示に従い行為する）ユーロクリアおよび／またはクリアストリームは、主支払代理人に対し交換請求の通知を行うことができ、上記（iii）に規定される交

換事由が発生した場合には、クレディ・アグリコル・CIBも主支払代理人に対し交換請求の通知を行うことができる。かかる交換は、主支払代理人が最初の当該通知を受領した日から45日以内に行われる。

次の文言が、すべての無記名式社債に記載される。

「本証券を保有する合衆国人は、内国歳入法（その後の改正を含む。）第165条(j)および第1287条(a)に定める制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、合衆国の本社債の所持人が、一定の例外を除き、無記名式社債に関する損失を税務上控除することができず、また、かかる社債に係る売却、処分、償還または元金の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

恒久無記名式の大券により表章される本社債はその時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリームの規則および手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

(e) 代理人

(i) 一般事項

支払代理人およびその当初の所定の事務所は、以下の通りである。

支払代理人

CACEISバンク ルクセンブルグ支店

(CACEIS Bank, Luxembourg Branch)

ルクセンブルグ L-2520、アレ・シャフアー5番

(5, Allée Scheffer, L-2520 Luxembourg)

クレディ・アグリコル・CIBは、以下のすべての条件を満たす場合には、代理人の指名を変更もしくは終了させる権利および／または追加のもしくはその他の代理人を指名する権利および／または代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

(A) 主支払代理人を常置すること

(B) ヨーロッパ大陸内の管轄区域に支払代理人を常置すること

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本社債の所持人に対する30日以上の手前の通知がなされた後にのみ（支払不能の場合には直ちに）効力を生じるものとする。

代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、クレディ・アグリコル・CIBの代理人としてのみ職務を行い、本社債の所持人に対して義務を負わず、また、本社債の所持人と代理または信託の関係を有しない。代理契約には、代理人が合併もしくは変更した事業体、代理人が統合した事業体または代理人が承継者たる代理人となるためその資産のほぼすべてを譲渡した事業体を許可する条項も含まれている。

(ii) 計算代理人

クレディ・アグリコル・CIBは、本社債が未償還である限り、1名以上の計算代理人を常置するものとする。本社債に複数の計算代理人が選任される場合、本社債の要項における計算代理人に関する言及は、各計算代理人が本社債の要項の規定に従いそれぞれ職務を果たすものと解釈される。

計算代理人が代理人として行為できないもしくはそのつもりがない場合、または計算代理人が本社債の要項もしくは計算代理契約により課される職務もしくは義務の遂行に失敗した場合、計算代理人

は速やかにクレディ・アグリコル・CIBおよび代理人に通知するものとし、クレディ・アグリコル・CIBは、（下記記載の市場に積極的に参入している事務所を通じて活動している）計算代理人により行われる計算または決定に最も密接に関連している銀行間市場（または適切な場合、金融、スワップもしくは店頭指数オプション市場）に従事している大手銀行または金融機関をその代理として指名するものとする。計算代理人は、承継者を指名することなしにその職務を退くことはできない。

疑義を避けるため付言すると、上記規定は、あらゆる社債に関して、クレディ・アグリコル・CIBが計算代理人として行為するよう関連会社を指名することを妨げるものではない。

クレディ・アグリコル・CIBは、計算代理契約に従いあらゆる時点において計算代理人の指名を変更または取り消す権利を留保する。ただし、本社債の要項により必要とされる場合で、計算代理人が常に存在するときに限る。計算代理人の指名の取消に係る通知は、上記「9 通知」に従い本社債の所持人に通知される。

社債の各シリーズに関連して、計算代理人（それがクレディ・アグリコル・CIB、関連会社またはその他の事業体であるかを問わない。）は、クレディ・アグリコル・CIBの代理人としてのみ職務を行い、本社債の所持人に対して義務を負わず、また、本社債の所持人と代理または信託の関係を有しない。

計算代理人は、クレディ・アグリコル・CIBの同意を得て、適切と認められる第三者に義務または職務を委任することができ、かかる委任による決定または計算は、計算代理人による決定または計算とみなされる。

「社債の概要」において、

「関連会社」とは、ある事業体（以下「第一事業体」という。）に関して、第一事業体により直接的もしくは間接的に支配（以下に定義する。）されている事業体、第一事業体を直接的もしくは間接的に支配している事業体または第一事業体と共通の支配下にある事業体をいう。なお、ここで、「支配」とは、事業体の議決権の過半数の所有を意味する。

（iii）決定

別段の記載がある場合を除き、本社債の要項におけるすべての決定および計算は計算代理人によってなされる。

本社債の要項に従ってクレディ・アグリコル・CIBおよび／または計算代理人によってなされた決定、判断または修正は、適用される法律により認められる範囲において、明確な定めがない限り、（明白な誤りがある場合を除き）最終的なものであり、クレディ・アグリコル・CIB、代理人および本社債の所持人に対して拘束力を有する。

とりわけ、上記「1 利息」および「2 償還および買入れ」に記載される規定のために、付与、表示、行為または取得される証明書、連絡、意見、決定、計算、引用および判定は、代理人もしくは（該当する場合）計算代理人またはクレディ・アグリコル・CIBにより成されたか否かにかかわらず、適用される法律により認められる範囲において、（明白な誤りがある場合を除き）クレディ・アグリコル・CIB、主支払代理人、計算代理人（該当する場合）、その他支払代理人ならびにすべての本社債の所持人に対して拘束力を有し、また、かかる規定に従った権限、義務および裁量の行使または不行使に

関して、クレディ・アグリコル・CIB、本社債の所持人に対して負う責任は、（明白な誤りがある場合を除き）主支払代理人または（該当する場合）計算代理人に対しては帰属しない。

本社債の要項に従い決定、判断または修正を行う際、クレディ・アグリコル・CIBおよび／または計算代理人は、個別の本社債の所持人（その数を問わない。）に特有の状況により発生する利益を考慮せず、とりわけ、特定の地域もしくはその政治的地域区分における裁判管轄にいかなる目的により住居を定めもしくは居住し、またはそうでなければ関係もしくは属することに起因する個別の本社債の所持人（その数を問わない。）についての決定の結果を考慮しないが、考慮しない要素はこれに限られない。また、計算代理人または本社債の所持人は、クレディ・アグリコル・CIB、計算代理人またはその他の者より、個別の本社債の所持人に対する課税上の取扱いに係る決定に関する補償または支払を請求する権利を有しない。

本社債の要項に別段の定めがある場合を除き、クレディ・アグリコル・CIBまたは計算代理人は、その単独の絶対的な裁量により行為する権利を有し、誠実に行為をするものとする。

(f) 追加発行

クレディ・アグリコル・CIBは、本社債の所持人の同意を得ることなく、本社債と同じ要項の社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本社債と統合して単一のシリーズとすることができる。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

銀行再生および破綻処理に関する欧州およびフランスの法律に基づき、本社債は強制的な削減または株式転換の対象となる可能性がある。

金融機関および投資会社の再生および破綻処理に関するEU全体にわたる枠組みを設定し、欧州議会および理事会による2019年5月20日付指令（EU）第2019/879号によって改正された指令第2014/59/EU号（以下「銀行再生・破綻処理指令」または「BRRD」という。）は、健全性を欠くまたは破綻した関連する事業体に十分早くかつ迅速に介入する、信頼できる手法一式を当局に提供するため、複数の立法文書によってフランスにおいて施行された。

BRRDに定められる意味および条件においてクレディ・アグリコル・CIBが破綻に陥っている、または陥る可能性があると判断された場合で、関連破綻処理当局がBRRDの破綻処理手法（事業売却、承継機関の設立、資産分離またはベイルインなど）のいずれかまたはそのうちのいくつかを適用する場合、クレディ・アグリコル・CIBの資産の売却による不足は、かかる事業体の無担保債権者の特定の請求権の未払額の部分的な減額（場合により、本社債を含む。）、または最悪の場合のシナリオでは、ゼロへの減額につながり得る。クレディ・アグリコル・CIBの無担保債権者の請求権（場合により、本社債を含む。）はまた、通常の倒産処理手続における請求権の階層に従って、株式またはその他の所有権の商品に転換される可能性がある。株式およびその他の商品もまた、将来の消却、譲渡または希薄化（かかる減額または消却は、最初に普通株式等ティア1商品で行われ、その後減額、消却または転換はその他ティア1商品で、次にティア2商品およびその他の劣後債務、そして適格債務で行われる。）の対象となる可能性がある。関連破綻処理当局はまた、未払いの無担保債務証券（場合により、本社債を含む。）の条件の変更（満期の変更など）を求める可能性もある。

破綻リスクの存在するクレディ・アグリコル・CIBの破綻処理を進めるための公的財政支援は、ペイルイン手法を含む上記の破綻処理手法を評価および活用した後で、最終手段としてのみ、財政の安定を維持しつつ可能な限り最大限に使用される。

最後に、BRRDおよび破綻処理手続に関連する法律および規制に関する条文は継続的に変更されており、破綻処理手続の文脈において本社債の所持人に不利な取扱いをもたらす可能性のあるものを含め、将来改正される可能性がある。例えば、2023年4月18日、欧州委員会は、BRRD、単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組み内での金融機関および特定の投資会社の破綻処理に関する統一的な規則および統一的な手続を確立する欧州議会および欧州理事会による2014年7月15日付指令（EU）第806/2014号（その後の改正を含む。）ならびに預金保証制度に関する欧州議会および理事会による2014年4月16日付指令第2014/49/EU号（全面改正）（欧州委員会による提案）を改正することにより、銀行危機管理および預金保証に関する既存の欧州連合の枠組みを適応させ、さらに強化することを目的とした一連の立法措置を提示した。当該立法措置はさらなる立法手続の対象となるが、現在の形で実施された場合、優先シニア債務（本社債等）は、現在保護預金から除外されている大企業の預金およびその他の預金を含むクレディ・アグリコルCIBのすべての預金よりも支払権の順位が低くなる。その結果、（本社債等の）優先シニア債務の投資家が投資の全部または一部を失うリスクが高まる可能性がある。

結果として、BRRDに基づく権限の行使またはかかる行使の提案は、本社債の所持人の権利、彼らの本社債への投資に係る価格もしくは価値および／またはクレディ・アグリコル・CIBが本社債に基づく債務を満足させるという能力に重大な悪影響を与える可能性がある。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2023年12月期）（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）
2024年5月2日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

2024年6月中間期（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）
2024年9月20日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

該当事項なし

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7 【訂正報告書】

該当事項なし

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2025年1月31日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日（2025年1月31日）現在、当該事項に係るクレディ・アグリコル・CIBの判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし

2024 年 9 月 11 日現在

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号
に掲げる要件を満たしていることを示す書面

会社名 クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク
(以下「当社」という。)

代表者の役職氏名 藤崎順也
マネージング・ディレクター・グローバル・マーケッツ・ディビジョン

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（2024 年 9 月 11 日）以前 5 年間にその募集または売出しに係る有価証券届出書または発行登録追補書類を提出することにより発行し、または交付された社債券の券面総額または振替社債の総額が 100 億円以上である。

(参考)

(2021 年 10 月 29 日（受渡日）の売出し)

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024 年
10 月 28 日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債
券面総額または振替社債の総額 140 億 500 万円

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

クレディ・アグリコル・CIB（以下「当社」という。）は、ファイナンス事業、キャピタル・マーケットおよび投資銀行事業ならびにウェルス・マネジメント事業の3つの事業部門を中心に組織されている。

ファイナンス事業には、ストラクチャード・ファイナンスおよび商業銀行事業が含まれる。

キャピタル・マーケットおよび投資銀行事業には、キャピタル・マーケット事業部門および投資銀行事業部門が含まれる。

クレディ・アグリコル・CIB・グループのウェルス・マネジメント事業は、グローバルな商標であるインドスエズ・ウェルス・マネジメントの下で事業を展開している。

インドスエズ・ウェルス・マネジメントは、欧州、アジアおよび中東の11の地域で3,000名の従業員を雇用している。

インドスエズ・ウェルス・マネジメントは、145年を超えて世界中の家族や起業家をサポートしてきた経験を生かし、各顧客が要望に可能な限り近い形で資産を保護および運用することを可能にする、顧客に応じたアプローチを提供している。グローバルな視点で、個人資産および専門的資産の運用のために、専門的なアドバイスおよび最も広範なビジネス領域における卓越したサービスを提供している。

顧客の期待に応じるため、インドスエズ・ウェルス・マネジメントは当行グループの他の事業体と協力し、より持続可能な成長およびより信頼できる理財を支持する価値提案を拡大している。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 当社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

区分	2023年	2022年	2021年	2020年	2019年
年度末資本金（ユーロ）	7,851,636,342	7,851,636,342	7,851,636,342	7,851,636,342	7,851,636,342
発行済株式総数	290,801,346	290,801,346	290,801,346	290,801,346	290,801,346
クレディ・アグリコル・CIBが保有する株式数	-	-	-	-	-
自己株式を除く発行済株式数	-	-	-	-	-
実現取引合計の業績（百万ユーロ）					
総収益（税金を除く。）	33,676	16,096	8,878	9,435	12,554
税金、減価償却費および引当金控除前利益	1,479	2,066	1,594	1,339	1,895
法人所得税	(317)	(350)	(132)	(78)	(433)
税金、減価償却費および引当金控除後利益	1,210	1,576	1,359	1,155	1,329
配当支払額	170	344	553	1,023	445
1株当たり利益（ユーロ）					
税金、減価償却費および引当金控除前利益	(注5)4.13	(注4)5.77	(注3)4.49	(注2)4.03	(注1)5.66
税金、減価償却費および引当金控除後利益	(注5)4.16	(注4)5.42	(注3)4.67	(注2)3.97	(注1)4.57

1株当たり配当金	0.59	1.18	1.90	3.52	1.53
人件費					
従業員数	(注6)8,483	(注6)8,186	(注6)7,786	(注6)7,555	(注6)7,410
事業年度内に支払われた賃金 および給与（百万ユーロ）	1,421	1,266	1,146	1,105	1,081
従業員給付金および 社会保障（百万ユーロ）	472	416	367	355	338
給与支払税（百万ユーロ）	37	32	43	39	41

(注1) 2019年末現在における、自己株式を除く発行済株式総数（290,801,346）に基づいて計算された。

(注2) 2020年末現在における、自己株式を除く発行済株式総数（290,801,346）に基づいて計算された。

(注3) 2021年末現在における、自己株式を除く発行済株式総数（290,801,346）に基づいて計算された。

(注4) 2022年末現在における、自己株式を除く発行済株式総数（290,801,346）に基づいて計算された。

(注5) 2023年末現在における、自己株式を除く発行済株式総数（290,801,346）に基づいて計算された。

(注6) 平均人数である。

(2) 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万ユーロ)	2023年 12月31日		2022年 12月31日		2021年 12月31日		2020年 12月31日		2019年 12月31日	
	クレディ・ アグリコ ル・CIB	基礎的 CIB (注1)	クレディ・ アグリコ ル・CIB	基礎的 CIB (注1)	クレディ・ アグリコ ル・CIB	基礎的 CIB (注1)	クレディ・ アグリコ ル・CIB	基礎的 CIB (注1)	クレディ・ アグリコ ル・CIB	基礎的CIB (注1)
銀行業務純収益	7,317	6,333	6,697	5,764	5,913	5,109	5,934	5,076	5,459	4,699
営業総利益	2,952	2,787	2,593	2,433	2,219	2,113	2,435	2,265	2,037	2,009
当期純利益 ー当行グループの持分	2,241	2,017	1,838	1,645	1,691	1,553	1,341	1,224	1,553	1,498

(注1) DVAの影響およびFVAの流動性コスト、キャピタル・マーケット事業における担保付融資ならびにファイナンス事業におけるローン・ヘッジのNBIによる修正再表示後。

(単位：十億ユーロ)	2023年12月31日	2022年12月31日	2021年12月31日	2020年12月31日	2019年12月31日
資産合計	757.4	728.2	599.7	593.9	552.7
顧客貸出金総額	175.2	182.2	168.4	144.7	146.1
運用資産額 (ウェルス・マネジ メント事業)	135.1	129.9	134.6	128.0	132.2

(単位：十億ユーロ または%)	2023年12月31日	2022年12月31日	2021年12月31日	2020年12月31日	2019年12月31日
株主持分 (純収益を含む。)	29.9	28.3	26.5	22.6	22.0
完全実施された ティア1資本	17.3	16.2	15.4	14.5	14.6
バーゼルⅢ リスク加重資産	137.2	141.7	133.5	124.1	120.5
完全実施された CET1比率	12.6%	11.4%	11.5%	11.7%	12.1%
完全実施されたティア1 比率	20.1%	18.6%	17.5%	15.4%	15.6%
完全実施された 比率合計	23.3%	21.8%	20.4%	18.3%	18.6%

収益の事業部門別内訳(注1)

(単位：％)	2023年	2022年	2021年
ウェルス・マネジメント	14	14	14
ファイナンス事業	45	46	47
キャピタル・マーケット および投資銀行事業	41	40	39

(注1) DVAの影響およびFVAの流動性コスト、キャピタル・マーケット事業における担保付融資ならびにファイナンス事業におけるローン・ヘッジのNBIによる修正再表示後。

銀行業務総収益の地域別内訳

	2023年	2022年	2021年
フランス	36%	39%	41%
フランスを除く欧州	30%	31%	30%
海外	34%	30%	29%
銀行業務純収益合計（単位：百万ユーロ）	7,317	6,697	5,913

期末常勤従業員数

	2023年(注1)	2022年(注1)	2021年(注1)	2020年(注1)	2019年(注1)
フランス	5,659	5,507	5,176	5,042	4,938
海外	7,002	6,996	6,828	6,636	6,586
合計	12,661	12,503	12,003	11,678	11,524

(注1) ウェルス・マネジメント事業に、2023年は3,074名、2022年は3,008名、2021年は3,063名、2020年は3,074名および2019年は3,169名が従事している。

(3) 最近3中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万ユーロまたは%)	2024年6月30日	2023年6月30日	2022年6月30日
資産合計	808,659	762,089	681,546
顧客に対する貸出金および債権	179,676	172,293	174,661
顧客に対する債務	183,400	174,660	169,435
株主持分	30,798	28,870	27,584
ティア1比率	18.60%	19.04%	17.25%
	(段階適用)	(段階適用)	(段階適用)
	18.54%	18.92%	17.04%
	(完全実施)	(完全実施)	(完全実施)

(単位：百万ユーロ)	2024年6月30日	2023年6月30日	2022年6月30日
収益	4,154	3,828	3,511
営業総利益	1,966	1,505	1,310
営業利益	1,972	1,439	1,110
税引前利益	1,956	1,439	1,108
当期純利益－当行グループの持分	1,535	1,130	866

以 上